

第八〇回

参第六号

民法の一部を改正する法律（案）

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八百八十九条を次のように改める。

第八百八十九条 被相続人の直系尊属は、第八百八十七条の規定によつて相続人となるべき者が不在の場合には、相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先順位とする。

第八百九十条の次に次の一条を加える。

第八百九十条の二 被相続人の兄弟姉妹は、第八百八十七条及び前二条の規定によつて相続人となるべき者が不在の場合には、相続人となる。

第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 配偶者及び子が相続人であるときは、配偶者の相続分及び子の相続分は、各二分の一とする。

第九百条第二号中「配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一」を「配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一」に改め、同条第三号を削り、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第三号とする。

第九百一条第二項中「第八百八十九条第二項」を「第八百九十条の二第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

理 由

配偶者が被相続人の子又は直系尊属と共同相続人となる場合における配偶者の相続分をそれぞれ二分の一又は三分の二に引き上げるとともに、配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とすることにより、実質的に、妻の地位を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。